

下田市公共下水道事業経営戦略（案）に対するパブリックコメントの実施結果

件 名	下田市公共下水道事業経営戦略（案）について
募 集 期 間	令和5年10月13日（金）から令和5年11月13日（月）
担 当 課	上下水道課

提出方法及び件数

郵 送	〇 件
F A X	〇 件
電 子 メ ー ル	6 件
持 参	〇 件
計	6 件

公表日 令和5年11月22日（水）

公表の方法

- 下田市ホームページに掲載
- 市役所総務課情報公開コーナーでの閲覧

下田市公共下水道事業経営戦略（案）に対するパブリックコメントの回答一覧

項番	ご意見	回答
1	上位計画である一般廃棄物処理基本計画との関連性について示すべきである。	「一般廃棄物処理基本計画」、「公共下水道事業経営戦略」とともに、「下田市総合計画」を上位計画として策定するものであり、一概にどちらが上位計画であるという位置づけは難しいのですが、下田市総合計画を上位計画としているという関連性になっています。
2	一般廃棄物処理基本計画の5年見直しを受けて本経営戦略の考察が必要である。	本経営戦略は平成30年度作成の経営戦略の中間改訂のため、考えておりません。
3	アクションプラン対象年度以降の面整備についての検討が必要としているが、令和9年度以降の処理区域内人口の推移が示されているが疑問である。	アクションプラン対象年度の令和8年度までは、面整備事業に対する国の交付金（補助金）が適用可能ですが、令和9年度以降の交付金の適用の可否に対する国の方針が定まっていないため、現段階では令和9年度以降の面整備の方針を明確に決定できません。 ただし、アクションプラン対象年度以降、面整備を何も行わないという方針ではないため、アクションプランで定めた区域を整備した後には、例年の半分程度の面整備は毎年行うものと想定し、処理区域内人口を推計しています。
4	3.3使用料収入の見通しについて、令和11年度の見直し後の使用料単価及び改定率を示すべきである。	P23 a) 1) のとおり、5年ごとに20%増の改定を実施するものとして使用料の見通しを試算しています。 ただし、現時点で5年ごとの改定が確定しているものではありません。
5	事業計画が示されていない蓮台寺・河内地区について、新庁舎移転が決定したことを受け、その方針を示すべきである。	庁舎の移転計画に拘らず、蓮台寺・河内地区については、公共下水道事業計画において検討すべきものと考えます。
6	し尿・生活雑排水処理に係る漁業集落排水施設及び浄化槽・し尿処理施設の関係性についても検討が必要である。	総務省より示されている「経営戦略策定・改定ガイドライン」におきまして、特別会計ごとの策定を基本としているため、本経営戦略につきましては公共下水道事業のみの検証、検討としています。